

泉北環境整備施設組合マスコットキャラクター「とろすけ」着ぐるみ出動要綱

平成 29 年 3 月 6 日
告 示 第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、泉北環境整備施設組合マスコットキャラクター「とろすけ」(以下「とろすけ」という。)の着ぐるみ(以下「本件着ぐるみ」という。)の出動(本件着ぐるみの操作、誘導等に従事する本組合職員の派遣を伴う出動をいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(出動目的)

第 2 条 とろすけは、本組合のイメージを向上させ、組合事業の推進、組合の PR 及び地域のコミュニティ形成を推進することを目的に作られたものであるため、本件着ぐるみは、この目的を達成するために有効であると判断される行事について出動することができるものとする。

(出動可否の条件)

第 3 条 本件着ぐるみの出動する行事は、次の各号のいずれかに該当する行事とする。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) とろすけの PR ができる行事
- (2) 本組合の認知度の向上につながる行事
- (3) とろすけが本組合を象徴するものであるという観点において、とろすけの認知度の向上につながる行事
- (4) 地域のコミュニティ行事
- (5) 地域住民向けの啓発、周知等の行事
- (6) 一定の公益性が認められる行事

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する行事には、本件着ぐるみは出動しないものとする。

- (1) 開催される行事に係る主催者、開催場所、内容その他の事案について、次に掲げる事例に該当する場合
 - ア 本組合の信用又は品位を傷つけ又は傷つけるおそれがある場合
 - イ とろすけのイメージを損なうおそれがある場合
 - ウ 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
 - エ 特定の個人、法人、政党、宗教団体等を支援若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがある場合
- (2) 特定の企業又は個人の主催する行事
- (3) 酒宴が主たる目的の行事
- (4) 出動にかかる受入体制が整わない行事
- (5) 社会通念上、本件着ぐるみの出動にふさわしくない行事

(6) その他管理者が、出動することが困難と判断した行事
(出動の申請)

第4条 本件着ぐるみの出動を要請する者(以下「申請者」という。)は、原則として出動日の1月前までに、泉北環境整備施設組合マスコットキャラクター「とろすけ」着ぐるみ出動承認申請書(様式第1号)に、必要な書類を添えて管理者に申請しなければならない。ただし、管理者が特に必要ないと認めるときは、この申請を省略することができる。

(出動の許可)

第5条 管理者は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、出動を承認するときは泉北環境整備施設組合マスコットキャラクター「とろすけ」着ぐるみ出動承認通知書(様式第2号)を、承認しないときは泉北環境整備施設組合マスコットキャラクター「とろすけ」着ぐるみ出動申請不承認通知書(様式第3号)を交付し、申請者に通知するものとする。

2 管理者は、前項の承認をする場合は、条件を付することができる。

(出動許可の取消)

第6条 管理者は、前条の規定による出動の承認をした場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときには、当該出動承認を取り消すことができる。

- (1) この告示に違反したとき又は違反することが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により、出動の承認を受けたとき。
- (3) その他やむを得ない事情によるとき。

2 管理者は、前項の規定による取消をしたときは、泉北環境整備施設組合マスコットキャラクター「とろすけ」着ぐるみ出動承認取消通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(出動の制限)

第7条 本件着ぐるみの出動時間は、午前8時45分から午後5時15分までの間とする。ただし、行事の性質により、夜間、早朝等の出動が要請される場合などで管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、管理者は、申請者の意向によらず当該出動を中止することができる。この場合において、管理者は、書面によらず中止を通知することができる。

- (1) 荒天、雨天等により、本件着ぐるみのぬれ、浸水、汚損等のおそれが生じた場合又は前日までにこれらの状況が想定されるとき。
- (2) 会場の受入体制が整わないことが判明したとき。
- (3) その他不測の事態により出動が困難となったとき。

(出動経費)

第8条 本件着ぐるみの出動経費については、当分の間無料とする。ただし、本件着ぐるみの出動場所が、組合市(泉大津市、和泉市及び高石市)外となる場合の交通費及び宿泊費は、いずれも申請者の実費負担とする。

(損害賠償)

第9条 申請者は、本件着ぐるみの出動に起因する問題により、本組合に損害を与えたとき又は着ぐるみを損傷させたときは、その損害を賠償しなければならない。

(免責)

第10条 本件着ぐるみの出動に起因する問題が生じたときは、本組合の故意又は過失により出動時に生じさせた損害等を除き、管理者は損害賠償、損失補償等の一切の責任を負わない。

2 第6条の規定による出動承認の取消をしたとき又は第7条第2項の規定による出動の中止をしたときは、これによって生じた申請者、行事主催者等の損害等については、管理者はいかなる場合もその責を負わない。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

泉北環境整備施設組合マスコットキャラクター「とろすけ」
着ぐるみ出動承認申請書

年 月 日

泉北環境整備施設組合管理者あて

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）



泉北環境整備施設組合マスコットキャラクター「とろすけ」着ぐるみの出動について、
下記のとおり出動承認を申請します。

記

1 行事名称	
2 行事の目的・概要	
3 出動日時	年 月 日 午 時 分 から 午 時 分まで
4 出動場所・施設名等	
5 その他特記事項・要望	
6 担当者 (連絡先)	所属 氏名 電話番号
7 添付書類	(1)行事計画書（行事概要・会場レイアウトが分かるもの） (2)申請者の概要が分かる書類 (3)その他参考となるもの
8 備考	

様式第2号（第5条関係）

泉北環境整備施設組合マスコットキャラクター「とろすけ」
着ぐるみ出動承認通知書

年 月 日

住所（所在地）
氏名（名称及び代表者名）

泉北環境整備施設組合管理者

泉北環境整備施設組合マスコットキャラクター「とろすけ」着ぐるみの出動について、
下記のとおり出動を承認します。

記

1 行事名称	
2 行事の目的・概要	
3 出動日時	年 月 日 午 時 分 から 午 時 分まで
4 出動場所・施設名等	

【備考】

着ぐるみの脱着及び休憩の場所として、人目に触れない場所を確保してください。

※教示文

様式第3号（第5条関係）

泉北環境整備施設組合マスコットキャラクター「とろすけ」
着ぐるみ出動申請不承認通知書

年 月 日

住所（所在地）
氏名（名称及び代表者名）

泉北環境整備施設組合管理者

泉北環境整備施設組合マスコットキャラクター「とろすけ」着ぐるみの出動について、
下記のとおり出動しないこととしましたので、通知します。

記

【理 由】

※教示文

様式第4号（第6条関係）

泉北環境整備施設組合マスコットキャラクター「とろすけ」
着ぐるみ出動承認取消通知書

年 月 日

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

泉北環境整備施設組合管理者

泉北環境整備施設組合マスコットキャラクター「とろすけ」着ぐるみの出動について、
下記のとおり出動承認を取り消しましたので通知します。

記

1 行事名称	
2 行事の目的・概要	
3 出動日時	年 月 日 午 時 分 から 午 時 分まで
4 出動場所・施設名等	

【理 由】

※教示文